

第12章 北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる日米韓外交・安全保障協力

—北朝鮮の第五回核実験と今後の課題—

阪田 恭代

序

2016年から2017年にかけて、北朝鮮の核・ミサイル開発は新たな段階に突入した。“North Korea is on the nuclear threshold.”（北朝鮮は核武装の入口に踏み込んでいる）—つまり「核ミサイル」完成と配備の段階に入りつつあるとみなされている。2017年2月18日、ドイツのミュンヘン安全保障会議の「朝鮮半島特別セッション」で、韓国の尹炳世（ユン・ビョンセ）外相は「北朝鮮の核武装が最終段階に入っている。…北の核問題は時限爆弾だ。我々の分析で臨界点は1、2年しか残っていない」と述べた。ここでいう「臨界点」とは「北朝鮮が完全な核兵器を実践配備する」ことと理解されている¹。

新たな段階に入った北朝鮮の核開発、核武装を止めるのか。それとも核戦争（nuclear war）の可能性と隣り合わせでにらみ合いを続けて行くのか。国際社会——とりわけ北朝鮮の核・ミサイルの直接的な脅威にさらされている日米韓三か国には今、それが問われている。

本稿では、北朝鮮の第五回核実験（2016年9月9日）を踏まえ、北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる日米韓外交・安全保障協力を振り返りながら、日米韓三か国の政策オプションの現況と課題について検討する²。

1. 第五回核実験 「核武装」する北朝鮮…「異次元」の脅威へ

北朝鮮は、金正恩（キム・ジョンウン）政権の「並進」路線の下、「核保有国」化と「核武力」建設（核武装化）を着々と進めてきた。2012年4月、金正恩政権は発足とともに「核保有国」宣言し（新憲法に明記）、翌2013年2月に第三回核実験を実施し、3月の朝鮮労働党中央委員会総会で発表した経済と「核武力」の「並進路線」の下、核・ミサイル開発を進めてきた。2016年には、36年ぶりに第七回朝鮮労働党大会（5月）が開催され、朝鮮労働党「委員長」に就任した金正恩は、最高人民会議で新たに国務委員長に就任し、金正恩時代を宣言した。同年、労働党大会の前後に二回の核実験（第四回ならびに第五回）が行なわれ、核・ミサイル開発に一層拍車をかけた。米シンクタンク分析では、北朝鮮は、核兵器10－20発（2015年現在）から2020年頃までに最大100発相当（パキスタン並み）の核兵器級物質（プルトニウム／高濃縮ウラン）を保有すると推計されている³。

2016年に入り、北朝鮮の核・ミサイル開発は一段と加速化した。北朝鮮は同じ年に二回の核実験—第四回（1月6日）ならびに第五回（9月9日）—を行ない、第五回核実験で核弾頭の爆発実験に成功したと北朝鮮当局は宣言した⁴。つまり核兵器の小型化・弾頭化にある程度成功したことを示唆している。また、ミサイル開発は多種化し、発射技術、精度も向上した。同年2月7日の「人工衛星」と称する長距離弾道ミサイル（テポドン2改良型）発射実験を皮切りに、北朝鮮は、米本土向けの大陸間弾道ミサイル（ICBM）開発の進展

をみせつけ、さらに3月から10月にかけてミサイル実験を二〇回以上行ない、従来のスカッド（短距/SRBM）とノドン（準中距離/MRBM）に加え、固体燃料型の中距離弾道ミサイル（IRBM）（ムスダン）と潜水艦発射弾道ミサイル（SLBM）発射実験も初めて成功させた。また、通常より高い角度で高高度まで打ち上げるいわゆる「ロフテッド軌道」の発射も行ない、ミサイルの迎撃はより困難になりつつある⁵。第五回核実験の直前、9月5日、弾道ミサイル3発（スカッド型かノドン型）が同時発射され、いずれも約1000km飛翔し、日本の排他的経済水域（秋田県沖）に落下した。日本の排他的経済水域に落下したのは8月初めの実験以来、二回目となる⁶。

北朝鮮の第五回核実験と一連のミサイル実験を念頭に、昨年9月21日、安倍晋三首相は、第71回国連総会演説において、次のように述べている。

「北朝鮮による核開発は、累次に及ぶ弾道ミサイル発射と表裏一体のものです。北朝鮮は、疑問をはさむ余地のない計画を、我々の前で実行しているのです。今やその脅威は、これまでとおおよそ異なる次元に達したと言うほかありません。…潜水艦から発射する弾道ミサイル。弾道ミサイルに搭載する核弾頭。これらを北朝鮮は、確実に、自らの手中にしつつある。…（北朝鮮が）国際社会に与える脅威は深刻度を増し、一層、現実的になりました。もはや昨日までとは異なる、新たな対処を必要としています。」⁷（下線、筆者）

「異次元」に進む北朝鮮の核開発（核武装）に対して、日米韓三か国が取組むべき「新たな対処」とは何か。以下、日米韓外交・安全保障協力を取り巻く状況についてまず概観する。

2. 日米韓外交・安全保障協力を取り巻く状況

●オバマ政権の「戦略的忍耐」…対北「圧力」で進化、「対話」で手詰まり

2007年に六か国協議が「中断」されて以来、つまり米オバマ政権の「戦略的忍耐（strategic patience）」の時代には、日米韓をはじめとする国際社会の「圧力」の手段は進化したが、「対話」の糸口は見つけられないまま、「手詰まり」の状況を呈してきた。

オバマ政権は、いわゆる「リバランス」政策を基調として日米韓協力の結束を強化し、北朝鮮に対する防衛と「圧力」の手段を進化させることに注力した⁸。北朝鮮の第三回核実験の一か月後、2013年3月に国連安保理決議2094が採択された。また2013年から2015年にかけて、安倍晋三政権と朴槿恵（パク・クネ）政権の下、歴史問題で対立していた日韓関係の修復に努めた。日韓首脳会談が開けない中、2014年3月、オバマ大統領の仲介により核安保サミット（ハーグ）で日米韓首脳会談も実現した。軍事面では日米同盟と米韓同盟の対北朝鮮「拡大抑止」の基盤強化を整えながら、日米韓防衛協力を進化させてきた。例えば、毎年開催されるシャングリラ会合（シンガポール）で、2013年以来、日米韓防衛相会談が行なわれ、共同声明が発表された。日米韓防衛実務レベル協議（DTT: Defense Trilateral Talks）も制度化され、2014年12月末に米軍経由で北朝鮮情報を共有する日米韓情報共有協定（TISA: Trilateral Information Sharing Agreement）が締結され、日米韓演習も拡大した。そして2015年12月末、日韓慰安婦合意が締結され、日韓防衛協力を再び推進して

いく道が整えられた。

一方、「対話」の手段だが、核問題をめぐる対話による解決のカギとなるのが「米朝」対話という軸である。しかし、従来通り、「非核化」のための米朝対話を再開することはできなかった。金正日（キム・ジョンイル）総書記死去（2011年12月17日）後、後継者の金正恩と、米オバマ政権は対話（2012年2月29日、閏（うるう）日合意）を試みたが失敗した。「核保有国」宣言した金正恩政権に対して、米側も元政府高官が参加する様々な非公式チャンネルで北朝鮮側の「非核化」への意志を探ってきたが、満足できる条件は得られず、結果的に、オバマ政権は「戦略的忍耐（strategic patience）」政策を続け、米朝対話の再開には踏み切らなかった。米朝対話がなければ六か国協議も進まない。

2016年の北朝鮮の二つの核実験（第四回ならびに第五回核実験）ならびに一連のミサイル実験を契機に、日米韓の「圧力」措置は一段と強化された。主だった措置としては二つの国連安保理制裁決議（3月2日、決議2270、11月30日、決議2321）と二つの重要な政治決断となった防衛措置（2月8日、米韓 THAAD（終末段階高高度地域防衛）システム配備合意、11月23日、日韓軍事情報包括保護協定（GSOMIA）⁹締結）の決定である。

●トランプ政権の登場—新たな戦略？それとも「忍耐」の継続？

2016年後半から2017年にかけて、新しいファクターが浮上した。米トランプ政権の登場である。2016年11月、米大統領選挙でドナルド・トランプ（D. Trump）候補が当選し、今年2017年1月20日にトランプ政権が発足した¹⁰。2月初めのジェームス・マティス（J. Mattis）国防長官の日韓訪問で、トランプ政権は同盟・日米韓重視であることは確認されたが、米政府は、現在、対北朝鮮政策見直しの最中であり、明確な方向性はまだ見えてこない。当初六か月を要するといわれた政策見直しは2月以来、加速化され、今春（4月末まで）に発表されるとも伝えられる。3月17日からのティラーソン（R. Tillerson）国務長官の日中韓歴訪は政策見直しの一環でもあるといえる。

トランプ政権は政策レビューの中で、「圧力」から「対話」まで「あらゆるオプション」を俎上にあげているが¹¹、今年初めから政権発足後、2月から3月にかけての北朝鮮の一連の行動に対してはまず「圧力」を強化せざるを得ず、当面は「対話」は見送られたといえる。トランプ当選以来、北朝鮮はしばらく情勢を静観していたが、1月の新年の辞で金正恩委員長は米国向けのメッセージとして大陸間弾道ミサイル（ICBM）の発射実験が「最終段階にある」と言明し、トランプ大統領はTwitterで「そうはならない（It won't happen）」と一蹴した¹²。次に、2月12日、日米首脳会談（ワシントン）にあわせて、北朝鮮は、ICBMミサイル実験を避けたものの、突然、新型（ムスダン級）中距離弾道ミサイル（「北極星2号」）発射実験を行った。それに対してトランプ大統領は、ロイター通信とのインタビューで、金正恩委員長との「一定の条件の下（under certain circumstances）」での将来の会談の可能性について完全に否定していなかったようであるが、金正恩に対して「非常に憤りを覚えている（We're very angry at what he's done）」、対話するには「かなり遅すぎる（It's very late）」、「オバマ政権が問題解決しておくべきであった」と述べ、態度を硬化させた¹³。そして2月13日のマレーシア・クアラルンプール国際空港での金正恩の異母兄・金正男（キム・ジョンナム）殺害事件（化学兵器テロと推定）により、予定されていた米朝非公式接触（ニューヨーク）は頓挫し¹⁴、北朝鮮テロ支援国家再指定の動きも再開し¹⁵、今後の米

朝関係に影響するであろう。

●韓国の動向—弾劾、次期大統領選挙、日韓関係の行方

今後の日米韓協力に影響を及ぼすもう一つの要素が韓国の動向である。2016年12月初めに朴槿恵大統領に対する国会の弾劾決議が通り、今年3月上旬に憲法裁判所で結審された。3月10日、憲法裁判所は弾劾妥当との判決を下し、朴大統領の罷免が決定された。次のステップは次期大統領選挙である。選挙は最長60日以内（5月9日まで）に実施されなければならないが、世論調査上、保革候補の中で、優勢なのは首位の「共に民主党」元代表の文在寅（ムン・ジェイン）ら革新系の野党候補である¹⁶。

次期政権、とくに革新系政権の場合、どのような外交・安全保障政策をとるのか—対北朝鮮政策、南北関係、米韓関係、中韓関係、そして日韓関係—それは日米韓安全保障協力の方向性を左右する問題である。とくに日韓関係の行方は現状のままでは憂慮される。2016年12月末、釜山の少女像の設置以来、日韓関係は再び膠着している。日韓慰安婦合意は維持されているものの、今年1月9日に長嶺安政・駐韓日本大使が「一時帰国」して以来、復帰の目処がまだ立っていない。今後の日米韓政策協調への影響が懸念される。当面（次期大統領決定まで）、北朝鮮問題への対処を最重要課題に、現政権（黄教安（ファン・ギョアン）大統領代行首相）とともに政策協調を維持し、次の政権へ安定的に移行することが緊要である。

3. 日米韓の対北朝鮮政策オプション—現況と課題

深刻化しつつある北朝鮮の核・ミサイルの脅威に対して、日米韓をはじめとする周辺国ならびに国際社会の政策手段は進化している。しかし現在、「圧力」と「対話」の両方において「手詰まり」の状況であり、北朝鮮の核開発を止める有効な手段、戦略を立てられていないのが現状である。その中で日米韓三か国は、共通目標を再確認し、戦略を立て、情勢に応じて、政策オプションを模索し続けていくほかない。とりあえずここでは、日米韓の対北朝鮮政策オプションの現況を確認しながら、今後の課題について指摘する。

●戦略目標と政策手段…「非核化」と「不拡散」のための政策アプローチ

日米韓三か国は、北朝鮮の核・ミサイルの軍事的脅威に直接さらされている。それ故に、米国との同盟、即ち日米同盟・米韓同盟を基盤としたいいわゆる「擬似同盟」（準同盟的協力）として、共通の脅威である北朝鮮の核・ミサイル問題に対処している。「核武装」する北朝鮮に対処するにあたり、日米韓三か国は、依然として、核不拡散条約（NPT）体制の下、北朝鮮の核放棄、朝鮮半島の非核化、そして北東アジアの不拡散体制の強化を共通目標として堅持している。その中で、米国の「核の傘」の下、同盟国・非核保有国としての同盟国・日韓両国を守ることが大原則となる。その目標を達成するための手段、即ち北朝鮮の核開発を止めるための政策手段として、以下の通り、様々な選択肢がある。

（北朝鮮における）現状を前提とした、

①「封じ込め」（containment）：相手との交渉不可能性を前提として、自衛手段を強化し、相手に圧力（pressure）をかけ、敵対的共存を維持。抑止（deterrence）・防衛（defense）、非

軍事制裁（non-military sanctions）。いずれ相手が立場が変わる、崩壊することを待つ路線。

②「関与」（engagement）：対話（dialogue）・交渉（negotiations）、条件付き支援（assistance）や協力（cooperation）を通して相手の政策変更を導き、平和的共存（peaceful coexistence）を模索する路線。

あるいは、現状変更を前提とした、

③「軍事攻撃」（military strike）：全面攻撃、軍事施設等に対する限定攻撃など。

④（急進的な）「体制転換」（regime change）：指導者・指導部の交代、政権交代。

⑤（漸進的な）「体制変革」（regime transformation）：宣伝、対話・交流、情報浸透（information penetration）¹⁷等による統治エリートや民衆への働きかけ。改革・開放路線の誘導・奨励、人道支援、人権問題の改善等。

冷戦後、北朝鮮の核・ミサイル開発問題に対する日米韓三か国の外交・安全保障協力は、基本的に、現状を前提とした「平和的解決（peaceful resolution）」（「地域の安定」ともいう）の政策路線、即ち①「封じ込め」（containment）と②「関与」（engagement）を追求してきた。また、同時並行で「平和的解決」の一環として、中長期的視野で、漸進的な⑤「体制変革」（regime transformation）を通した低リスク（ロウ・リスク）の現状変更路線も試みてきた。その他、高リスク（ハイ・リスク）の現状変更オプション、即ち④「軍事攻撃」（military strike）や⑤「体制転換」（regime change）を最終手段として保持しているのは、現状では米軍ならびに米韓同盟（米韓連合軍）である。③「軍事攻撃」と④「体制転換」のオプションについては、日米同盟・日本は、直接的手段として保有していないが、作戦によっては、在日米軍等を通して、米韓を後方支援で間接的に協力することになる。なお、③「軍事攻撃」と④「体制転換」は常にオプションとして検討されているものの、ハイ・リスクオプションとしておおむね回避されてきた。例えば、北朝鮮の核・ミサイル施設への拠点攻撃（③「軍事攻撃」）の場合、その効果（全ての重要施設を十分に破壊できるか）、半島有事の誘発、韓国や日本への二次被害を考慮しなければならない。また、イラクやリビアのような④「体制転換」オプションも成功率が定かではなく、結果的に避けられてきた。さらに中東と異なり、北朝鮮の背後に後援国としての中国がいるので、③「軍事攻撃」や④「体制転換」は、中国との関係悪化ないしは衝突にもつながるというリスクが伴う。

様々な政策は追求されてきたが、今のところ、北朝鮮の核開発は阻止できていない。2016年から2017年にかけて北朝鮮の核開発は、「核保有」から「核武装」＝「核ミサイル」の完成段階へと進展し、日米韓にとってより深刻な脅威となっている。このまま北朝鮮の核武装を放置し、核戦争（nuclear war）や核拡散（nuclear proliferation）の脅威にさらされながら、「圧力」のみを通じて体制崩壊を待つのか。それとも「圧力」を維持しながら、「対話」を通じて、「非核化」に向けての初期段階としての「核凍結（nuclear freeze）」の取引（deal）を試みるのか。「圧力」と「対話」をどう組み合わせるのか。日米韓三か国に改めて選択が問われている。

昨年（2017年）から米新政権に対して米国のシンクタンクや専門家は様々な提言を行なっている。例えば、米外交問題評議会（CFR: Council of Foreign Relations）の北朝鮮政策タスクフォース報告書 *A Sharper Choice on North Korea*（2016年9月）（議長、マイク・マレン（Mike Mullen）元統合参謀本部議長とサム・ナン（Sam Nunn）米上院議員）があげられる¹⁸。同

報告書は、核武装し、米本土に届く ICBM 能力を備えつつある北朝鮮に対して、「圧力」を強化するとともに「対話」（交渉）の再開を提言している。まず「圧力」において、北朝鮮に対する日米韓の「抑止と防衛」を強化し、「制裁」を厳格に履行するとともに、中国が協力するようさらに働きかける。そして中国の協力を促すためにも、「対話」を追求すべきであると助言している。しかし、中国が協力しない場合、北朝鮮の核武装に対する日米韓の「軍事攻撃」オプションの保有も検討する。また「対話」が成功しなかった場合（即ち北朝鮮が取引に応じない場合）、軍事攻撃とともに「体制崩壊（regime collapse）」を促すオプションも検討することを示唆している。脱北者支援、派遣北朝鮮人労働者など人権問題についてもより積極的な働きかけを促している。

CFR 報告書は、提言の最後に、「北朝鮮の体制崩壊（collapse of the North Korean regime）を誘発することは現在の米国政府の政策ではない。しかし、北朝鮮の核能力が拡大し、交渉を拒否し続ける場合、米政府は同盟国とともに（北朝鮮）政権に対する全体的な戦略を見直し、より積極的な軍事ならびに政治的措置を検討せざるを得ない。それは（北朝鮮の）体制（regime）の存在ならびに核とミサイル能力に対して直接的な脅威になるものである。¹⁹⁾」と付け加えている。つまり、上述した対北朝鮮政策オプションと関連していえば、米国は日韓同盟国とともに、非核化を目標に、①「封じ込め」と②「関与」を基調におき、⑤「体制変革」を促しつつ、それらが「失敗」した場合、最終手段としての③「軍事攻撃」や④「体制転換」まで、「あらゆる選択肢」を視野に入れるというのが CFR 報告書の考え方である。

【図】北朝鮮の核・ミサイル問題への対応 日米韓の政策オプション（政策ツール）



(筆者作成)

●政策オプションの構図—抑止・防衛、制裁、対話

以上を踏まえて、ここでは、北朝鮮の核・ミサイル問題に対する日米韓外交・安全保障協力の政策オプションの構図を、主に、「抑止・防衛」、「制裁」、「対話・交渉」の三本柱で整理する（下記【図】参照）。

(1) 抑止・防衛 (deterrence and defense)

「抑止・防衛」（軍事）には「自衛」と「圧力」という二つの目的がある。つまり、一つは、外交交渉の有無と関係なく、「自衛」、即ち各国の生存圏（領域・国民）を守るための手段である。もう一つは、外交と軍事力という観点から、軍事力誇示など、相手に対して外交的な「圧力」をかけるための手段である。

また、「抑止・防衛」の軍事手段には、狭義では、ミサイル防衛（迎撃 interception）などの防御的な手段、即ち「拒否的抑止（deterrence by denial）」手段とともに、広義には、敵地攻撃などの攻勢的（offensive）な手段、「懲罰的抑止（deterrence by punishment）」の手段も含まれる。米国、米韓同盟は最終手段として「先制攻撃（preemptive strike）」を含む軍事攻撃オプションを有するが、現状では、日本（自衛隊）、日米同盟は敵基地攻撃を作戰オプションとして保有していない。よって、「抑止・防衛」とは、狭義には前者の手段（防御的防衛）を指すが、広義には後者の手段（攻勢的防衛）も含まれる。

日米韓の「抑止・防衛」手段は、日米同盟と米韓同盟の各々の取り組みとともに、それを日韓防衛協力で補完し、準同盟的な協力になりつつある日米韓防衛協力としても実行される。また、【図】には記載していないが、国連軍司令部（UNC）の存在も重要である。UNCは朝鮮戦争以来、国連憲章第7章のいわゆる国連集団安全保障（collective security）の一環として国連安保理決議に基づき主に休戦監視任務に当たっている。その意味においてUNCは日米韓防衛協力を補完する役割を担っている。UNC司令官は在韓米軍司令官・米韓連合軍司令官（米軍）が兼任し、UNC司令部は、前方司令部（ソウル）と後方司令部（横田基地）から構成される。日本は国連軍地位協定（1954年）に基づき、基地提供等で国連軍に協力する。

(2) 制裁 (sanctions) (不拡散、人権)

制裁は「圧力」の手段に分類される。ここでいう「制裁」とは軍事制裁ではなく「非軍事」制裁（経済制裁等）を指す。制裁の目的は主に三つある。(1) 規範（norms）と規則（rules）の確立である。それに基づき違反国（違反者）を懲罰できる。国連決議のような国際決議であれば、その正当性は高くなる。(2) 違反国（違反者）の行動を規制する。例えば、軍備規制、大量破壊兵器開発を阻止するためにヒト・モノ・カネを規制し、武器取引や開発の速度を制限する効果もある。制裁決議はよく「抜け穴」がある、つまり「ザル」だといわれるが、軍備規制のために「ザル」はないよりはあった方がよいが、粗い目のザルにするか、きめ細かい目のザルにするかは政策次第である。ここで重要となるのは制裁の履行、実施国のコンプライアンス（順守）である。(3) 外交交渉のツールとして制裁の追加や緩和を行い、交渉を有利に導くことである。なお、制裁は「国際制裁」（例、国連制裁）と各国が独自に実施する「単独制裁」の二つの種類がある。

北朝鮮に対する国際制裁、即ち「国連安保理制裁決議」は、2006年の弾道ミサイル実験（7月）と第一回核実験（10月）を契機に、国連安全保障理事会（UN Security Council）が中心となり、国連憲章第7章第41条の下、大量破壊兵器（WMD）の「不拡散」（non-

proliferation)・「拡散対抗」(counter-proliferation)の「スマート制裁(smart sanctions)」として、10年余りの歳月を経て進化してきた。「スマート制裁」とは特定の目的をターゲットにした制裁であり、冷戦時代の対共産輸出統制委員会(COCOM)のような「全面制裁」ではなく、住民生活など人道にも配慮している。国連安保理の対北朝鮮制裁決議は、北朝鮮の核・ミサイルならびに化学・生物兵器を含む「大量破壊兵器」の「不拡散」に焦点をあて、それを支えている統治エリートの資金源や武器取引全般を含む、ヒト・モノ・カネの流れを規制してきた。制裁の対象は決議が採択される度に拡大し、現在の決議に至っている²⁰。北朝鮮の闇取引ルートの実態をつかむことは難しいが、国連安保理制裁決議1718(2006年)に基づき設置された対北朝鮮制裁パネル専門家委員会(UNSC1718 Sanctions Committee Panel of Experts)の調査報告を通して、制裁違反、北朝鮮の闇ネットワークに対する認知度も高まってきた²¹。また、国連安保理決議と並行して、とくに日米韓や欧州連合(EU)加盟国など、各国では「単独制裁」という形で不拡散に関する独自の対北朝鮮制裁を実施している²²。

一方、「不拡散」とともに、北朝鮮の「人権」問題に対する「圧力」手段も確立しつつある。国際レベルでは、国連総会(UNGA: UN General Assembly)傘下の国連人権理事会(UNHRC: UN Human Rights Council)が中心となって、北朝鮮人権調査委員会(COI: Commission of Inquiry)の報告書(2014年)をもとに国連総会決議などで人権侵害事項を明示するようになった²³。これは「体制変革(regime transformation)」を促す手段でもあり、必ずしも「制裁」という形を取っているわけではないが、圧力手段として分類できる。COI報告書は、北朝鮮の人権問題改善のために当局との「対話」を促すとともに、最終手段として最高指導者を含む責任者を「人道に対する罪」(crimes against humanity)で起訴し、国際刑事裁判所(ICC: International Criminal Court)に託すことを安保理に要請している。これは懲罰的措置、即ち「圧力」である。同COI報告の勧告に基づき、2014年12月、国連安保理が北朝鮮の人権状況を初めて議題に追加することを決定し、以来、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)担当官が国連安保理で報告を行なっている²⁴。2015年6月、国連OHCHRの「北朝鮮人権事務所」はソウルに設置された²⁵。また国連安保理決議2321(2016年11月)では初めて「不拡散」決議に人権問題について言及した。人権問題を安保理に持ち込むことについては賛否両論があるが、「不拡散」と「人権」が徐々に連携しつつあることも事実である。

なお、日米韓各国では各々のバージョンの「北朝鮮人権法」を採択し²⁶、また人権問題について「単独制裁」を実施している。日本は核・ミサイル問題のみならず拉致問題を理由に制裁を実施している。さらに、北朝鮮に対してはテロ支援国家「指定」²⁷などの文脈での制裁や「圧力」手段もある。

(3) 対話・交渉(dialogue and negotiations)(不拡散)

「関与」あるいは「対話」のオプションには、公式(トラック1/Track 1)の外交交渉(diplomatic negotiations)や、米朝でよく活用される元政府高官等を含む官民(トラック1.5/Track 1.5)や民間(トラック2/Track 2)の「探索的対話(exploratory talks)」(非公式対話)のような形式がある。対話(協議)は多国間(マルチ)(例、北東アジア協力対話)ないしは四者や三者、あるいは米朝、日朝、南北などの二者(バイ)のフォーマットがある。北朝鮮核問題をめぐる最初のフォーマット、第一次核危機から生まれた米朝合意枠組とそれを支える朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)や日米韓政策調整グループ(TCOG)

など日米韓を中心とする枠組である。第二次核危機後に生まれたのは中国も取り込んだ、米中日ロ南北朝鮮が参加した「六か国協議」（六者会合）（Six Party Talks）という多国間枠組である。同協議は議長国・中国の下、2003年から2007年まで開催され、2005年9月「共同声明」に基づき、日米韓が求める「完全かつ検証可能で不可逆的な核解体」（CVID: Complete, Verifiable, Irreversible Dismantlement）の原則の下、「朝鮮半島の非核化」（北朝鮮の核放棄）のための段階的なロードマップがまとめられた。現在も六か国協議の枠組は堅持されているが、2007年以来、協議は再開されていない。日米韓は現在も2005年9月「共同声明」を非核化プロセスの基本原則として支持している²⁸。

上述した三つの政策オプション（政策ツール）は相互補完的であり、総合的な対北朝鮮戦略の中で、情勢の変化に応じた適切な政策ミックス（ポリシー・ミックス）が追求されなければならない。また、対北朝鮮政策を主導するコア連合は、北朝鮮の核ミサイルの脅威に直接さらされている日米韓三か国になるが、国際連合や六か国協議参加国の中国（議長国）とロシア、そしてASEAN、オーストラリア、モンゴル、欧州連合（EU）などの地域や域外のパートナーとの連携も重要になる。

●政策オプションの状況と課題—「圧力」の進化、「対話」の模索

以上の構図を踏まえて、ここでは北朝鮮の核・ミサイル問題に対する日米韓外交・安全保障協力の政策オプションの状況と課題についてまとめる。上述の通り、日米韓三か国は単独、二国間、三国間、多国間、国際レベルで行使できる様々な政策オプションを保有している。しかし各オプションは各々独立して存在している訳ではない。日米韓三か国の共通の戦略目標の達成に向けて、問題状況に応じて、どのような政策手段、政策オプションのミックス（ポリシー・ミックス）で対応していくのが適当なのかを検討することが課題なのである。

北朝鮮の核・ミサイル脅威が一段と深刻化しつつある現在、日米韓の対応戦略・政策を再検討していく必要がある。米トランプ政権の登場と対北朝鮮政策の見直しは一つの機会である。それを機に日韓両国が米国とどのように協力していけるのか、共に再検討すべきである。いずれ登場する韓国の次期政権ともどのような協調体制を構築していくのかも重要な課題となる。

日米韓の対北朝鮮政策協調における課題は、大きくいえば、「圧力」オプションの進化、そしてそれを踏まえての「対話」オプションの模索である。これからの対北朝鮮政策においては「圧力」の維持が大前提となる。「核武装」した北朝鮮の「非核化」が実現するまで、「抑止・防衛」と「制裁」は重要な二本の柱となる。その上で、「核戦争」・「核拡散」の脅威を削減するための第三の柱、「対話」オプションの可能性も追求すべきである。以下、日米韓協力における対北朝鮮政策の三つのオプションについてとりあげる。

(1)「抑止・防衛」の強化—同盟の安定、拡大抑止の運用、軍事オプションの点検

今後の日米韓安全保障協力、とくに軍事・防衛協力にとって課題となるのでは、とくに以下三点である。第一に、同盟の安定ならびに日米韓協力枠組の堅持である。日米韓の防衛協力を進めるためには、日米同盟と米韓同盟の安定的運用が必要である。トランプ政権の同盟重視・日米韓重視の路線は確認されたものの、トランプ大統領が求める「応分の負担」をめぐり、役割分担（米軍含む）・費用分担をめぐり、円滑に同盟協議が進むよう、同盟管

理が重要となる。また、日米韓の結束を示していくためにも首脳・閣僚・実務レベルにおける外務・防衛協議は継続的に発展するようにしていかなければならない。シャングリラ対話（シンガポール）における日米韓防衛相会談と共同声明の発表も継続し、いずれ条件があれば日米韓「2 プラス 2」を実現することも検討に値する。さらに日韓関係の安定は大事になる。北朝鮮の「核ミサイル」を目の前に、もはや日米韓ならびに日韓防衛協力は all or nothing という単純な状況ではないが、日韓関係の性質上、歴史問題をめぐる対立や協力が軍事協力の幅に影響する。とくに懸念されるのは慰安婦問題であるが、政府間では 2015 年日韓慰安婦合意を前提とした日韓協力の維持が不可欠である。

第二に、「拡大抑止」(extended deterrence) の進化と運用面の協力体制の構築である。それはトランプ政権が着手しはじめた「核態勢の見直し (Nuclear Posture Review)」に基づく対応と調整になる²⁹。「核のトライアド (nuclear triad)」(ICBM, SLBM, 戦略爆撃機) やミサイル防衛 (MD: missile defense) の強化、戦術核の再配備 (論) がどのように朝鮮半島・北朝鮮問題に適用され、日米韓防衛協力で何が求められていくのかを見極めなければならない。日米・米韓双方の拡大抑止委員会 (extended deterrence committee) (米韓側は「拡大抑止 (韓国語: 「抑制」) 戦略委員会 (DSC: Deterrence Strategy Committee)」) 間の協議も有用である。

具体的なイシューとして、まず韓国におけるミサイル防衛 (MD) の強化、即ち THAAD の配備がある。今年 3 月初め現在、米韓合同演習と相まって、THAAD 配備は前倒しで進められており、米軍基地へ一部装備が搬入された³⁰。星州 (ソンジュ) に正式に THAAD が配備されれば、米 MD と韓国型ミサイル防衛 (KAMD) の異なるシステムの「相互運用」(interoperability) が課題となる。また、日米韓の情報共有 (intelligence sharing) や作戦協力をどう進めるか。日米韓 TISA とともに日韓 GSOMIA の運用、三か国合同演習 (ミサイル探知、対潜水艦作戦 ASW など) をさらにどう進めていくか。その他、米韓「拡大抑止」の強化のために韓国への米戦略爆撃機の配備 (常時か巡回配備) あるいは戦術核再配備、NATO モデルの核の共同管理などの案が米韓両側で浮上している。ただし、戦術核再配備は「朝鮮半島の非核化」方針に影響し、外交上、議論を呼ぶ³¹。日米側でも MD 体制を強化するために従来のイージス艦搭載迎撃ミサイル (SM-3) や陸上配備 PAC3 に加え、THAAD や陸上配備型イージス・システムの導入案が浮上している³²。

第三に、軍事オプションの点検である。対北「抑止・防衛」を強化するために、上述の通り、迎撃態勢 (MD) 強化などは急務であるが、迎撃のみで対応できない場合の「軍事攻撃」オプションを検討する必要性が高まっている。日米韓三国のうち、米国はすでに先制攻撃オプションを保有している。また米韓、即ち韓国軍は米韓連合軍とともに「先制攻撃 (preemptive strike)」オプションを検討し、保有している。しかし、日本・日米は「先制攻撃」を含む軍事攻撃オプションを保有していない。

韓国の場合、2013 年 (北朝鮮の第三回核実験) 以降、北朝鮮の核・ミサイル脅威に対応する「韓国型 3 軸体系」を構築し、北朝鮮のミサイル発射兆候があれば先に破壊する「先制攻撃」(キルチェーン Kill chain)、発射後のミサイルを迎撃する「韓国型ミサイル防衛 (KAMD)」、そして北朝鮮の核使用兆候を捉えた場合に指導部などに対して集中攻撃を行なう「大量反撃報復 (KMPR: Korea Massive Punishment and Retaliation)」の作戦オプションを保有している³³。日本の場合、軍事攻撃オプション、いわゆる「敵基地攻撃能力」の「保

有」の検討が、最近、改めて注目されている。今年に入ってから安倍首相の国会答弁もあり、自民党安全保障調査会でも敵基地攻撃能力の是非について検討されている³⁴。日米同盟の役割分担、自衛隊の打撃能力の整備、「先制攻撃」をめぐる法的問題（「専守防衛」との整合性）も含めて、ハードルは高い。日本国内の議論を進めつつ、日米韓の文脈で、不要な誤解が生じないように、対話・協議も進めていくべきである。

さらに、軍事オプションの点検で注目されるのは、米国の対北朝鮮（軍事施設）「先制攻撃」である。米軍は先制攻撃のオプションを「保有」しているが、北朝鮮のICBM開発を止めるために「行使」すべきか否かについて、トランプ政権の政策見直しの中で改めて議論が進んでいる³⁵。もっとも先制攻撃の「行使」については費用対効果も考慮して慎重に検討されると考えられるが、高リスク・オプションであることは確かなので、日米韓で協議する必要がある。また通常の軍事攻撃の代わりに、サイバー攻撃も「軍事オプション」として検討されるであろう³⁶。ただしサイバー攻撃の効果、法的是非についてもさらに議論の余地があるという指摘もある³⁷。

（2）強化された「制裁」の履行と補完—国連安保理決議2321と補完措置

北朝鮮に対する「圧力」の手段としての制裁、国連安保理制裁は、2016年の北朝鮮の第四回ならびに第五回核実験にあわせて大幅に更新され、「今までで最強かつ包括的」となった³⁸。国連安保理決議2270（3月2日）と決議2321（11月30日）の採択である³⁹。ここでは両決議（2270と2321）における制裁の特徴を確認する。

両決議の制裁の主な特徴は、以下の通りである。第一に、天然資源（鉱物資源）・燃料等の規制である。決議2270では北朝鮮への航空燃料（ロケット燃料含む）の輸出禁止ならびに北朝鮮からの石炭や鉱物資源（金、レアアース、チタン等）の輸出禁止となった。ただし「（北朝鮮国民の）生活のためで、核ミサイル開発に無関係と認められる場合」は石炭を輸入できるという例外規定が設けられた。人道に配慮した、いわゆる「民生用（livelihood）」除外条項である。しかし同条項が「抜け道」に利用され、事実上、北朝鮮の外貨獲得を支えてきたため、決議2321では石炭輸出を制限した。2011年以降、北朝鮮の石炭輸出による収入は年10億ドル超（推定）とされているが、決議2321で、今年1月以降、北朝鮮の石炭輸出は「年間約4億ドル相当」または「年間750万トン」に上限を設定し、加盟国は輸入量について報告する⁴⁰。また、銅、亜鉛、ニッケルといった非鉄金属の禁輸も盛り込まれ、推定年1億ドルの収入を遮断する効果があるといわれる⁴¹。第二に、海運・貨物の規制である。決議2270では北朝鮮に出入りする貨物検査（空港、港湾、自由経済特区）が義務化され、また決議違反が疑われる全船舶の寄港を禁止した。決議2270ではとくに北朝鮮の海運会社 OMM（Ocean Maritime Management）への制裁が強化された。さらに決議2321では北朝鮮船籍の登録抹消、保険付与を禁止した。第三に、金融制裁の強化である。決議2270では加盟国に自国内での北朝鮮系銀行の支店の開設、金融機関の北朝鮮の新規口座開設の禁止を義務化した。さらに決議2321では加盟国は自国内の北朝鮮の外交施設と外交官の金融機関口座の数を一人1口座に制限した。資産凍結や渡航禁止の対象リストには、企業・銀行に加え、原子力工業省、国家宇宙開発局など政府機関も追加された。北朝鮮当局関係者との科学技術交流や教育交流の禁止、北朝鮮がアフリカ諸国へ販売している彫刻などの像の禁輸、北朝鮮への船舶やヘリも販売禁止となった。

さらに、決議2321のもう一つの新しい特徴は不拡散と人権問題を関連づけた点である。

日本政府、安倍首相は決議 2321 について、「今回、北朝鮮に関する安保理決議として初めて、主文において、北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し、深い懸念が表明された。これは、拉致問題を始めとする北朝鮮の人権・人道問題に対する国連安保理を含む国際社会の強い懸念が示されたものである。」と評価している⁴²。

上述した通り、2014 年以来、国連安保理で北朝鮮人権問題（OHCHR 報告）が議題で取り上げられるようになったが、決議 2321 では安保理決議で初めて人権問題に具体的に言及した。決議前文で「北朝鮮市民の需要が満たされていない中で（下線筆者）、北朝鮮の禁止された武器販売が、核兵器及び弾道ミサイルの追求に流用される収入を生み出してきたことに対し、強い懸念を表明」した。さらに、主文において、より具体的に北朝鮮に対して警告している。「北朝鮮にいる人々が受けている深刻な苦難に対し深い懸念を改めて表明し、北朝鮮にいる人々の需要が大きく満たされていない中で、北朝鮮が、北朝鮮の人々の福祉に代えて、核兵器及び弾道ミサイルを追求していることを非難するとともに、北朝鮮が、北朝鮮にいる人々の福祉及び固有の尊厳を尊重し、確保することの必要性を強調する」と記した（下線筆者）⁴³。

このように国連安保理は、北朝鮮の核ミサイル開発への規制のために体制・人権、さらに北朝鮮人労働者にも目を向けるようになった。国連安保理は、外貨獲得のために海外派遣されている北朝鮮人労働者の状況についても、その外貨が大量破壊兵器の開発に使われている可能性があることに留意し、加盟国が、人権のみならず不拡散の観点から、自国内の北朝鮮人労働者の状況に注意するよう呼びかけている⁴⁴。

以上の通り、国連安保理制裁は強化され、進化している。北朝鮮の核ミサイルを含む大量破壊兵器の阻止のために、制裁を堅持し、実効力を強めていかなければならない。そのためには、国連安保理制裁のより効果的な履行とともに、それを補完する措置も重要になる。その関連で、以下三点、指摘しておきたい。

第一に、加盟国による国連制裁決議の順守、義務履行、つまり「コンプライアンス（compliance）」を徹底していくことである。中でも最重要国となるのが中国である。今年 2 月 18 日、中国当局（商務省）が国連制裁の履行を理由に北朝鮮からの石炭輸入を 2 月 19 日から年末まで停止すると発表した⁴⁵。安保理決議 2321 に定めた年間の石炭輸入上限に近づいてきたからという理由である。抜け穴はまだあると言われるが、とりあえず具体的な基準を作り、決議順守の姿勢を引き出せたことに意味がある。今後も監視を続け、国連制裁委員会と専門家パネルの調査と報告を通じて、制裁逃れの実例を公表し、順守していない加盟国に圧力をかけ、協力を求めていく必要がある。それは中国のみならず東南アジア諸国、アフリカ諸国などに対しても働きかけていく必要がある⁴⁶。

第二に、国連制裁を履行するためにも補完措置として、例えば、輸出管理にかかわる人材、インフラなどの能力構築（キャパシティ・ビルディング）支援を東南アジアやアフリカ諸国などで実施していくことも有用である。これは日米韓外交・安保協力の一環として戦略的に行なっていくことも効果的である。

第三に、国連制裁を補完するためにも、日米韓三か国は EU、豪州などのパートナー国とともに各々の単独制裁措置を実施し、戦略的に提携していくことも有用である。とくに 2016 年の北朝鮮の第四回核実験以降の米国の対北朝鮮独自制裁の動きが注目される。2016 年 2 月 18 日、米議会で北朝鮮制裁法（North Korea Sanctions and Policy Enhancement Act）が

成立した（オバマ大統領が署名）⁴⁷。この法律により対北朝鮮制裁は質的に変化したと評価される。北朝鮮の大量破壊兵器（核・ミサイル開発等）のみならず、人権問題、サイバー攻撃、資金洗浄、鉱物資源や奢侈品取引などを対象にした広範囲にわたる包括的な制裁ならびにその他の政策強化を支援する法律である。同法における米議会の要請に応じて、同年6月、米財務省は「愛国者法」に基づき北朝鮮を資金洗浄の「主要な懸念先」に指定した⁴⁸。翌7月、米政府は北朝鮮での処刑や強制労働などの人権侵害に関与したとして、金正恩委員長を初めて金融制裁の対象に指定した⁴⁹。

その他に、資金凍結、国際金融決済システムからの遮断⁵⁰など、金融制裁には様々な手段があるが、中でも注目されるのが北朝鮮と取引する第三国企業などへの制裁、いわゆる「セカンダリー・ボイコット（secondary boycott）（第三者制裁）」（「セカンダリー・サンクション（二次制裁（secondary sanctions）」ともいう）である。これはとくに北朝鮮と取引の多い中国企業を想定した措置である。北朝鮮の第五回核実験後、初の「セカンダリー・ボイコット」の摘発例が浮上した。2016年9月、米財務省は、北朝鮮の金融機関の資金洗浄に加担したとして、中国の貿易会社「丹東鴻祥実業発展有限公司」と関係者を制裁対象に追加し、日韓も追随した⁵¹。9月15日、中国当局は北朝鮮と核兵器原料となる物資を密輸した疑いがあるとして同企業を摘発した事実を公表し、米国の圧力の結果の米中「協力」の事例となった。このように日米韓が連携して、国連制裁とともに補完措置を通して、対北朝鮮制裁体制を強化していくことが重要である。第四回核実験とミサイル実験を受けて、2016年2月、日本もストックホルム合意（2014年5月、拉致問題を含む「あらゆる日本人」を対象とした協議に関する日朝合意）以来、緩和していた単独制裁を復活させ、強化した⁵²。同月、韓国、朴政権も単独制裁を強化し、南北交流事業の象徴であった開城工業団地を閉鎖した⁵³。

（3）「対話・交渉」の模索—米朝対話？

抑止・防衛、制裁という「圧力」に加え、最後の政策オプションが「対話」（外交交渉）である。

国連安保理決議2321においても、圧力とともに「平和的解決」、即ち「対話」（外交交渉）オプションが支持されている。まず国連安保理は六か国協議の再開を支持している。即ち、「六者会合への支持を再確認し、その再開を要請し、中国、北朝鮮、日本、大韓民国、米国、ロシア連邦及びアメリカ合衆国によって2005年9月19日に採択された共同声明に定める約束（六者会合の目標は平和的な方法による朝鮮半島の検証可能な非核化であること、アメリカ合衆国及び北朝鮮は相互の主権を尊重し、平和裡に共存することを約束したこと、六者は経済協力を推進することを約束したことを含む。）への支持を改めて表明する。」（第47段落）。さらに、「朝鮮半島及び北東アジア全体における平和と安定の維持が重要である」ことを確認し、事態の「平和的、外交的かつ政治的解決の約束を表明し、対話を通じた平和的かつ包括的解決」が支持されている（第48段落）。そして安保理は、「北朝鮮の行動を絶えず検討」し、「北朝鮮による遵守の状況に鑑み、必要性に応じて、これらの措置を強化、調整、停止または解除する用意がある」として、制裁の追加や緩和の用意があることが確認された。また北朝鮮の「更なる核実験又は発射の場合には更なる重要な措置をとる決意」（第49段落）があるとし、圧力の強化の意思も表明している（以上、決議文は外務省和訳より抜粋）。

北朝鮮の核問題をめぐる「対話・交渉」の軸となるのは米朝対話である。金正恩政権は米国の新政権、トランプ政権との対話には関心がある。上述した通り、トランプ大統領は、大統領選挙中は「ハンバーガーでも食べながら」と金正恩委員長との対話に関心を示しながらも、2月のミサイル実験や金正男暗殺事件で当面、対話の可能性は遠のいた。そもそも米国が「対話・交渉」を行なうべきかについては賛否両論がある。「核保有国」・「核武装」を宣言した現在の北朝鮮との「対話・交渉」は難しく、意味がないという評価は当然ある。金正恩政権は核放棄をするはずがない、合意したとしても北朝鮮は約束を守らないとして、交渉に懐疑的な見解は多い。一方、「対話・交渉」を追求ないしは少なくとも試みるべきであるという見解もある。つまりオバマ政権の「戦略的忍耐」の転換である。上述した米外交問題評議会（CFR）の北朝鮮政策報告書（2016年）に参加したヴィクター・チャ教授もその一人である。

ブッシュ Jr. 共和党政権の元米国家安全保障会議（NSC）アジア部長を務めた米戦略国際問題研究所（CSIS）のヴィクター・チャ（Victor Cha）・ジョージタウン大教授は、今年2月7日の米下院外交委員会の公聴会証言において、外交交渉を試みるという選択肢を否定しなかった。同氏は「現体制」の北朝鮮は核放棄をしないという前提で、より深刻な北朝鮮の脅威だからこそ、「軍事」や「圧力」とともに「外交交渉」においても「よりリスクの高い（higher level of risk）」政策をとるべきであると主張した⁵⁴。また、3月2日に、民主党の米上院議員（E. Markey, Al Franken）がトランプ大統領に書簡を送り、圧力と交渉の両方を包括した政策を追求することを要請した。議員らは、朝鮮半島の非核化を実現するために「圧力とともに積極的な外交的関与を結合した包括的アプローチ」、即ち「地域のパートナー諸国と協力しながら、厳格な制裁の履行、強力な軍事抑止態勢に裏打ちされた積極的な外交的関与」を勧めた。ただし、北朝鮮が交渉を拒否し、あるいは交渉が失敗した場合は、「制裁」をエスカレートし、圧力を大幅に強化する。⁵⁵

しかし、「対話・交渉」オプションを追求するとしても、どのような条件にしていくのか。チャ氏は、米議会証言で交渉条件の詳細について自らの見解を明らかにしていないが、次の通り、交渉プランについて判断するポイントを指摘した。(1) 北朝鮮を「核兵器国家」(nuclear weapon state)としての事実を認めるべきなのか、(2) 核事故防止や戦略的誤算 (strategic miscalculation) (つまり核攻撃、核戦争)を防ぐために、北朝鮮に関与すべきかどうか、(3) 従来のように、「実験」(核、ミサイル)や核活動(核物質製造)の「凍結」に対して「見返り」(“pay”)を与えるべきか。(トランプ大統領はそれを一時的な凍結に対して「賃貸料 (rent)」を払うような「ばかげた取引 (sucker deal)」とみなすであろうとチャ氏は評した。)。さらに、(4) 拘束されているアメリカ市民や(朝鮮戦争の)米兵捕虜や行方不明兵の遺骨返還をどの程度重視するのか、そして(5) 人権問題を安保政策の議題に入れるべきか。⁵⁶

より具体的な交渉案も提案されている。例えば、米外交問題評議会（CFR）北朝鮮政策報告書（2016年）の提言は、基本的に六か国協議をモデルにした提案である⁵⁷。まず北朝鮮の核・ミサイル計画の「凍結」を当面の目標にして、朝鮮半島の非核化、そして(米朝平和協定ではなく)包括的な平和協定(休戦協定の転換)を中長期目標に据える。まず米国主導で交渉を行い、2005年六か国協議共同声明の原則(非核化等)を確認し、段階的に進むための双方の措置を決め、核実験とミサイル実験の一時停止(モラトリアム)を求め

る。ここでいうミサイル実験とは「現存するスカッド・ミサイルを越える射程・ペイロードのミサイル」(missiles with a range-payload capability greater than existing Scud missiles)、つまりノドン以上の中距離・長距離弾道ミサイルを指す。また最初から核凍結の「検証(verification)」を重視し、その他、核施設の現地査察、ミサイル開発規制、核物質や技術の不拡散、通常戦力の軍備縮小等があげられている。さらに究極的には、米韓朝(北朝鮮)三者と中国が承認する四者の平和協定を締結する。朝鮮戦争終結と関係回復を引き換えに、完全な核放棄と人権問題改善を求めるという提案である。

上述した米上院議員(Markey-Franken)案も六か国協議声明を前提とした段階的な非核化の提案である。つまり、初期目標は核実験や弾道ミサイル実験の無期停止、中間目標に、核・ミサイル施設の「検証」による停止、最終長期目標は、2005年六か国協議共同声明の原則に沿って、核放棄、非核保有国(non-nuclear state)としてNPT復帰する。見返りに、(1)米国と同盟国(日米韓)で、相互信頼醸成措置を進める；例えば、北朝鮮軍による挑発の削減に応じて、米韓合同演習の規模縮小等を検討する；(2)米国その他の国々による経済協力・支援を提供するが、国連安保理制裁決議との整合性が前提となる；(3)朝鮮戦争を終結させるための平和協定、である。

1994年に米朝枠組合意をまとめたロバート・ガルーチ(R. Gallucci)大使(現・ジョージタウン大教授)も今年2月7日、米下院外交委員会公聴会で証言し、「対話・交渉」オプションを勧めた。ガルーチ氏は昨年10月、クアラルンプールの米朝対話(トラック2)で北朝鮮外交官と会談した。ガルーチ氏の「三段階」米朝交渉案はかつての米朝枠組合意に類似している。第一段階は米朝交渉によりロードマップを作成する。いわゆる「行動対行動」の原則が貫かれ、各段階の双方の措置を具体化する。米国側の要求は、国際査察の下での北朝鮮の核放棄、NPT復帰、人権問題についての規範遵守である。北朝鮮側は、米韓合同演習の大幅縮小等の変更、経済支援や外交措置(例えば国交正常化等)を求めると推察する。それに対して、初期段階では、北朝鮮は核兵器と弾道ミサイル実験の停止、軍事挑発の回避(休戦ライン、海上、その他を含む)。この段階で北朝鮮は「制裁緩和」も要求する。第二段階では合意したロードマップを段階的に実施する。その過程で日韓同盟国と緊密に協議しながら合意措置を実施していく。とくに軍事演習については韓国との協議を重視する。第三段階では南北関係を進展させ、統一への準備を進めることである。⁵⁸

以上の通り、米国内で「対話・交渉」オプションの再検討が行なわれている。オバマ政権の「戦略的忍耐」(交渉しない)が「失敗」だとしたら、それに代わる新たな対北朝鮮戦略と「対話・交渉」オプションを打ち立てることができるのか。上述した提案は主に米国を中心とする提案であるが、日米韓三か国の立場からみたらどう評価できるのか。

「対話・交渉」オプションの利点は何か。成功すれば、北朝鮮の核・ミサイルの脅威削減(threat reduction)に資する。それが共通の利点である。また国連安保理決議で支持されている、「地域の平和と安定」、即ち緊張緩和の下、対話を通じた「平和的解決」の追求につながる。しかし、チャ教授も指摘した通り、以下の問題点があり、これらについて日米韓三か国が協議し、決断しなければ、「対話・交渉」オプションを追求することはできない。以下の通り、多くのジレンマを抱えた「対話・交渉」となる。

第一に、抑止・防衛の観点から、北朝鮮の「核凍結」を認められるか。認めるとしたら、どのような「凍結」なのか。交渉で求める最終目標は依然として、「CVID(完全で検証可

能かつ不可逆的な核廃棄)」の原則下の「非核化」であるが、現実的には交渉の初期目標は「核凍結」（「核・ミサイル凍結」（核・ミサイル実験、核製造活動の停止）である。となれば、軍事的には北朝鮮の「核抑止力」の残存を「一時的」にせよ、認めた上での「抑止・防衛」となる。関連して、ミサイル開発の「凍結」といってもどのミサイルなのか。ノドン以上の中距離・長距離ミサイルが対象であれば日本や米国にとってプラスになるが、韓国にとって最も脅威である短距離ミサイル（スカッド）への核搭載（核ミサイル）の可能性は残る。あるいは米本土への脅威を重視して、長距離ミサイル（大陸間弾道弾 ICBM）のみの取引となった場合、日韓に不利になる。ミサイル脅威のギャップへの対応に留意しなければならない。

第二に、北朝鮮を「核保有国」ないしは「核兵器（核武装）国家」として認められるか。「核凍結」を認めれば、「核兵器保有」という事実（*reality*）、即ち、「事実上」（*de facto*）「核能力」を「条件つき」で認めることになるが、「核保有国」としての地位（*status*）、即ち法的地位（*de jure*）は認めない。つまり、北朝鮮はインドやパキスタンのようにNPT外の核保有国として扱われない。北朝鮮はNPTから脱退宣言し、他国に脅威を与えている国連安保理決議違反国として「制裁」を受けている。ゆえにCVID原則で「非核化」が完了しない限り、国連安保理制裁は継続される。北朝鮮の「核保有国」の地位を公認し、「核武装」を容認したら、NPT体制は動揺し、国連安保理制裁決議の正当性がなくなり、日韓の核武装議論が再燃し、日米韓協力を崩すことになる。これらは「非核保有国」であることを選択した日韓にとって切実な問題である。

第三に、「核（ミサイル）凍結」のための取引の条件である。核・ミサイル計画の「凍結」を認めたとしても、その見返りとして、例えば、経済協力等を行なう場合、誰が、どの程度、何を負担するのかである。米朝枠組合意の関連で、重油や軽水炉建設の提供等、KEDOの費用分担をめぐる問題が想起される⁵⁹。また、経済協力は、あくまでも国連安保理制裁決議に整合性のある形で、また不拡散という観点から慎重に進められなければならない。最後に、「不拡散」（安全保障）の「対話・交渉」に、人権問題を取り入れるのかどうか。従来では不拡散と人権は切り離していたが、近年、不拡散と人権が徐々にリンクし始めている。不拡散と人権はツートラックで進めるのか。また日米韓各々が抱えている問題（拉致被害者、抑留者、遺骨等）もある。各国の政策の優先順位とその調整が再び課題となるであろう。

日米韓に「あらゆる選択肢」があるとすれば、「対話・交渉」オプションもその一つである。今年2月27日に六か国協議の日米韓首席代表者会合がワシントンで開かれた。その際、外務省の金杉憲治・アジア大洋州局長は、記者団に対し、「（北朝鮮との）対話は重要だが、対話のための対話は意味がない。北朝鮮が非核化に向けて具体的な行動を取るための対話が必要で、日米韓で意見は一致している。⁶⁰」と述べた。「非核化」のための「現実的」な「対話・交渉」戦略を立てていくことが必要である。それがダメなら、「圧力」と「対決」、「にらみ合い」と「忍耐」に戻ることになる。

結び—第三次核危機に備えて政策協調を

以上の通り、2016年から2017年にかけての動きを中心に、北朝鮮の核・ミサイル問題をめぐる日米韓外交・安全保障協力の現況を概観した。2016年に入り、北朝鮮の核・ミサ

イル開発は加速化し、「核保有」から「核武装」・「核ミサイル」という「新たな脅威」へ変貌しつつある。それに呼応して、日米韓三か国の政策ツール、とくに「圧力」のツールはかなり進化した。しかし「対話」による「平和的解決」、即ち「対話・交渉」オプションの道筋は全く整っていない。今も、「戦略的忍耐」が続いている。

2017年に入り、トランプ政権の発足に伴い、米国の対北朝鮮政策の見直しが急ピッチで行なわれているが、それは日米韓の対北朝鮮戦略を見直す重要な機会でもある。幸い、昨年、オバマ政権時代に日米韓の防衛のみならず、外務次官級等の協議の枠組みがさらに整備された。それはかつての日米韓三か国政策調整グループ（TCOG）のような役割を担うことになる。事態が深刻であるがゆえに、日米韓は「あらゆる選択肢」について「本音」で政策協議を行なう必要がある。

しかし半島情勢は予想以上に早く事態が進むかもしれない。今春（3－5月）は新たな朝鮮半島危機に備える、あるいはそれに直面する時期になるかもしれない。次の核・ミサイル危機、即ち第三次核危機である。金正恩政権は、トランプ政権を相手に、次の大きな一手として、第六回核実験 and/or 米本土向けの ICBM 発射実験をしかけてくるというシナリオである⁶¹。このクリティカルな時期に韓国は朴大統領が弾劾で罷免され、次期大統領選挙（5月9日）に本格的に突入した。日米韓協力体制を内外両面から守らなければならない重要な時期である。

「新しい脅威」に対して「新しい対応」が必要とされている。北朝鮮の核・ミサイルの脅威に直接さらされている日米韓三か国は新たな戦略を構築することができるのか。そして政策調整がうまくできるのか。それが問われている。

一注一

- 1 聯合ニュース（韓国）、2017年2月19日
- 2 北朝鮮の第四回核実験以後については、拙稿「第12章 日米韓外交・安全保障協力—北朝鮮の第四回核実験と今後の対応」『平成27年度外務省外交・安全保障調査研究事業 朝鮮半島情勢の総合分析と日本の安全保障』（平成28年（2016年）3月）を参照されたい。
- 3 38 North, North Korea Futures Project, Joel Wit and David Albright, “The Last Word,” March 19, 2015, 38 North, <http://38north>.
- 4 第五回核実験後、北朝鮮は、核兵器研究所声明を通じて、「北部核実験場で、新たに研究、製作した核弾頭の威力判定のための核爆発実験が成功裏に行なわれた」と発表した。防衛省（日本）の報告では、過去五回の核実験を通じた技術的な成熟が予見されることを踏まえれば、北朝鮮の核開発が相当に進んでいる可能性が考えられ、「北朝鮮が核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性も考えられる」と評価している。防衛省「2016年の北朝鮮による核実験・ミサイル発射について」2016年11月9日、http://www.mod.go.jp/j/approach/surround/pdf/dprk_bm_20161109.pdf。平成28年版防衛白書（2016年8月発行）においても「過去4回の核実験」を踏まえて「北朝鮮が核兵器の小型化・弾頭化の実現に至っている可能性も考えられる」と同様の評価を行っている。http://www.mod.go.jp/j/publication/wp/wp2016/w2016_00.html
- 5 6月にグアムに届く中距離弾道ミサイル（IRBM）（3000km級）「ムスダン」型ミサイル発射実験に初めて成功し、「ロフテッド軌道」で発射した。防衛省「2016年の北朝鮮による核実験・ミサイル発射について」2016年11月9日。「ロフテッド軌道（lofted trajectory）」の他に、「コールド・ローンチ（cold launch）」技術も警戒される。2017年2月12日の固体燃料を使った新型中距離弾道ミサイル（「北極星2号」）発射実験では、SLBM技術を応用して、圧縮ガスによってミサイルを射出した後にロケットエンジンに点火する、「コールド・ローンチ」技術が利用された。ロイター通信、2017年2月13日。

- 6 同年8月3日にも北朝鮮はミサイル2発（ノドン型）を発射し、うち1発は、初めて日本の排他的経済水域（秋田県西方沖）に落下した。今年、米韓合同軍事演習の最中、2017年3月6日、北朝鮮は4発の弾道ミサイル（韓国当局は短距離弾道ミサイル「スカッドER」（スカッド改良型）と推定）を同時発射（試射）し、日本海、秋田県西方沖 EEZ 付近（3発は EEZ 内、1発は EEZ 外）に落下した。同時に4発は初めてであり、迎撃がさらに困難になる。安倍首相は国会答弁で、今回の実験は「新たな段階の脅威」であり、北朝鮮のミサイルは「領海、領土までだいぶ近づいてきている」と危機感を示した。『読売新聞』、『朝日新聞』、2017年3月7日。
- 7 「第71回国連総会における安倍内閣総理大臣一般討論演説」平成28年9月21日、官邸、http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/statement/2016/0921enzetsu.html
- 8 阪田恭代「米国のアジア太平洋リバランス政策と米韓同盟—21世紀“戦略同盟”の三つの課題」『国際安全保障』（国際安全保障学会編）44巻1号（2016年6月）も参照されたい。
- 9 正式名称は「日韓秘密軍事情報保護協定」。防衛省「日韓秘密軍事情報保護協定の署名」2016年11月23日、<http://www.mod.go.jp/j/press/news/2016/11/23a.html>
- 10 「緊急連載評論 トランプの米国：対北朝鮮 日米韓協力進化を（阪田恭代）」『北海道新聞』（共同通信配信）2016年11月18日、5頁も参照されたい。
- 11 *The Wall Street Journal*, March 1, 2017.
- 12 トランプ大統領は Twitter で “North Korea just stated that it is in the final stages of developing a nuclear weapon capable of reaching parts of the U.S. It won’t happen.” とツイートした。BBC News, January 3, 2017.
- 13 “Trump did not completely rule out possibly meeting the North Korean leader Kim Jong Un at some point in the future under certain circumstances but suggested it might be too late.” (Trump said) ‘It’s very late. We’re very angry at what he’s done, and frankly this should have been taken care of during the Obama administration.’ Reuter News, February 24, 2017.
- 14 3月初めにニューヨークで米朝非公式協議（元米政府高官と北朝鮮外務省の崔善姫・米州局長ら）が予定されていたが、2月24日、米政府はビザ発給を許可せず、協議は流れた。*The Wall Street Journal*, February 24, 2017.
- 15 1987年大韓航空機爆破事件を契機に米政府は北朝鮮をテロ支援国家に指定した。2008年に核問題の「協力」の取引でブッシュ政権によりテロ支援国家指定は解除された。今年1月、米下院で2008年当時の核検証手続き合意が守られていないとして北朝鮮を再指定する法案が提出され、2月にはミサイル実験再開を受けて、上院議員らがトランプ政権に再指定を要請する書簡を送った。金正男殺害事件を受けて、2月27日の日米韓六か国協議代表会合で米政府が再指定を検討していることが伝えられた。『読売新聞』2017年2月27日、聯合ニュース、2017年2月28日。
- 16 韓国ギャラップが3月10日に発表した次期大統領選有力候補の支持率調査によれば、最大野党「共に民主党」前代表の文在寅は32%（前回比2%減）で首位に立ち、2位は同党所属の安熙正（アン・ヒジョン）忠清南道知事（17%）（前回比2%増）、そして第2野党「国民の党」の安哲秀（アン・チョルス）前代表と黄教安（ファン・ギョアン）大統領権限代行首相はいずれも9%、「共に民主党」所属の李在明（イ・ジェミョン）城南市長は8%であった。聯合ニュース、2017年3月10日。
- 17 Scott Snyder, “Information Penetration and North Korean Regime Survival,” May 14, 2012, Council on Foreign Relations, <http://blogs.cfr.org/asia/2012/05/14/information-penetration-and-north-korean-regime-survival/>
- 18 Council on Foreign Relations Independent Task Force Report No. 74: Mike Mullen and Sam Nunn, Chairs, *A Sharper Choice on North Korea: Engaging China for a Stable Northeast Asia* (September 2016), <http://www.cfr.org/north-korea/sharper-choice-north-korea/p38259>. 論説版は、Mike Mullen and Sam Nunn, “How to Deal with North Korea,” *The Washington Post*, September 15, 2016 参照。トランプ候補にもブリーフィングを行なった米外交問題評議会リチャード・ハース (Richard Haass) 会長はCFR報告書をトランプ陣営にも提出した。聯合ニュース、2016年11月15日、「インタビュー 米国、孤立主義の誘惑 米外交問題評議会会長、リチャード・ハースさん」『朝日新聞』2016年10月25日。ハース会長の対北朝鮮政策の論説は「地球を読む 北の核開発（リチャード・ハース米外交問題評議会会長）」『読売新聞』2016年10月23日を参照。
- 19 *A Sharper Choice on North Korea*, p.43.
- 20 国連安保理（UNSC: UN Security Council）の下、第一回核実験後に決議1718（06年10月採択）、第二回核実験（09年5月）後に決議1874（09年6月）、第三回核実験（2013年2月）後に決議2094（13年3月）、そして2016年には第四回核実験（1月）後に決議2270（3月）と第五回核実験（9月）後

- に決議 2321（11 月）が採択された。UNSC, <http://www.securitycouncilreport.org/un-documents/dprk-north-korea/>
- 21 Jim Walsh and John Park, “Shut down North Korea, Inc.,” *The New York Times*, March 11, 2016, 古川勝久（元北朝鮮制裁国連安保理専門家パネル委員）「北朝鮮制裁は抜け穴だらけ、元国連担当者が語る真実」『WEDGE REPORT』2016 年 11 月 5 日、<http://wedge.ismedia.jp/articles/-/8116>; 国連安保理決議 1718 専門家パネル委員会報告書、https://www.un.org/sc/suborg/en/sanctions/1718/panel_experts/reports
- 22 「経済制裁措置」安全保障貿易情報センター、http://cistec.or.jp/export/keizaiseisai/saikin_keizaiseisai/index.html
- 23 United Nations Human Rights Office of the High Commissioner, Report of the commission of inquiry on human rights in the Democratic People’s Republic of Korea, February 7, 2014, <http://www.ohchr.org/EN/HRBodies/HRC/CoIDPRK/Pages/CommissionInquiryonHRinDPRK.aspx>, 「北朝鮮における人権に関する国連調査委員会」最終報告書（2014 年 3 月 17 日）外務省（仮訳）http://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page18_000274.html
- 24 “Briefing on the Human Rights Situation in the Democratic People’s Republic of Korea,” *What’s in Blue Insights on the work of the UN Security Council*, Dec. 8, 2016, <http://www.whatsinblue.org/2016/12/briefing-on-the-human-rights-situation-in-the-democratic-peoples-republic-of-korea.php>
- 25 UNOHCHR office, Seoul, <http://seoul.ohchr.org/EN/Pages/HOME.aspx>
- 26 米国は北朝鮮人権法（2004 年 10 月）に基づき、北朝鮮人権担当特使を設置した。日本の法律名称は「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」（2006 年 6 月 23 日採択）。議員立法である。韓国はハナ院（脱北者定住支援）に加え、2016 年 3 月に北朝鮮人権法を国会で制定し、人権担当特使や北朝鮮人権記録センターを設置した。
- 27 米国の場合、「テロ支援国家」は、米國務長官が「国際テロを繰り返し支援」したかどうかを基準に判断し、指定される。現在はイラン、スーダン、シリアの三か国が指定されている。指定された場合、米国からの人道支援以外の支援停止、国際金融機関からの供与中断などの経済制裁の対象にできる。『読売新聞』2017 年 2 月 27 日。
- 28 第 4 回会合「共同声明」（2005 年 9 月）や初期段階ならびに第二段階措置（2007 年）の「六者会合」文書は外務省サイトを参照されたい。http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/n_korea/6kaigo/
- 29 2017 年 1 月 27 日、トランプ大統領は「米軍の再建」と題した大統領覚書に署名し、「米国の核抑止力が近代的で頑健な上、柔軟性や回復力、準備態勢を備えたものとなるよう、また 21 世紀の脅威の抑止に適合できるよう、核態勢の見直し（NPR）を進めること」をマティス国防長官に指示した。太田昌克（共同通信）「トランプと核」『福井新聞』2017 年 2 月 20 日。
- 30 今年 2 月末に THAAD 配備敷地（星州ゴルフ場）に関する韓国国防部とロッテが契約を交わした。（以来、中国のロッテ企業に対するバッシングはさらに強化されている）。3 月 1 日からの米韓合同演習開始後、6 日に米軍は THAAD 装備の一部を米軍基地（烏山 オサン）に搬入した。翌日 7 日、韓国国防部は「韓米は、韓半島（朝鮮半島）に THAAD を配備するという韓米同盟の決定を履行するため努力しており、その結果、THAAD の一部が今月 6 日夜に韓国に到着した」と発表した。環境影響評価や敷地工事の期間を含め、「早ければ 4 月末」までに星州へ配備を完了させる計画であると伝えられ、政局を考慮してか、当初の配備完了時期（6－7 月）より配備が前倒しされた。『朝鮮日報』2017 年 3 月 8 日。
- 31 『朝鮮日報』2017 年 3 月 7 日。
- 32 2017 年 2 月 23 日、自民党安全保障調査会で「弾道ミサイル防衛に関する検討チーム」（座長、小野寺五典元防衛大臣）を発足させ、3 月中にも見解をまとめる予定である。『日本経済新聞』2017 年 2 月 23 日。
- 33 防衛研究所『東アジア戦略概観 2016』（第 3 章 朝鮮半島）、96-97 頁。KMPR は 2016 年 9 月 11 日（北朝鮮の第 5 回核実験後）、韓国国防部が国会報告で明らかにした。聯合ニュース、2016 年 9 月 11 日。
- 34 安倍首相は 2 月 14 日の国会答弁で、敵基地攻撃能力を保有する計画はないとしながら「何ができるのか、検討は常に行なって行くべきだ」とも述べた。『日本経済新聞』2017 年 2 月 24 日。
- 35 Carol E. Lee and Alastair Gale, “White House Options on North Korea include Use of Military Force,” *The Wall Street Journal*, March 1, 2017.
- 36 オバマ政権は通常軍事攻撃の代わりに、北朝鮮に対してサイバー攻撃を行い、ムスダン開発を妨害したと伝えられる。David E. Sanger and William J. Broad, “Trump Inherits a Secret Cyberwar Against North Korean Missiles,” *The New York Times*, March 4, 2017.
- 37 同上。

- 38 “Security Council Imposes Fresh Sanctions on the Democratic People’s Republic of Korea, Unanimously Adopting Resolution 2270 (2016),” March 2, 2016, <http://www.un.org/press/en/2016/sc12267.doc.htm>, “Security Council Strengthens Sanctions on Democratic People’s Republic of Korea, Unanimously Adopting Resolution 2321 (2016), Nov. 30, 2016, <https://www.un.org/press/en/2016/sc12603.doc.htm>, *The Washington Post*, Dec.1, 2016.
- 39 United Nations Security Council Resolution 2270 (2016), March 2, 2016, [http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2270\(2016\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2270(2016)), United Nations Security Council Resolution 2321 (2016), November 30, 2016, [http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2321\(2016\)](http://www.un.org/en/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/RES/2321(2016))
- 40 米当局筋によれば、北朝鮮からの石炭輸出は 2007 - 09 年は 2 億ドル程度だったが、2013 年には 13 億ドルを突破し、急増した。新決議により石炭輸入国は毎月の購入量を 30 日以内に国連に報告し、上限の 75%、90% に達すると全加盟国に通知する。上限 95% に達した場合、「加盟国はただちに北朝鮮からの石炭輸入を止めなければならない」と決議 2321 に明記された。『日本経済新聞』2016 年 11 月 30 日、『朝日新聞』2016 年 12 月 1 日。
- 41 『日本経済新聞』2016 年 11 月 30 日。
- 42 内閣総理大臣コメント（北朝鮮による核実験等に関する国連安保理決議の採択について）、平成 28 年 11 月 30 日、官邸、http://www.kantei.go.jp/jp/97_abe/discourse/20161130comment.html
- 43 国連安保理決議第 2321 号（和訳）、外務省、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>
- 44 “Security Council Strengthens Sanctions on Democratic People’s Republic of Korea, Unanimously Adopting Resolution 2321 (2016), Nov. 30, 2016. 国連調査によれば、2015 年現在、約 5 万人の北朝鮮労働者が海外に派遣され、年間約 12 億から 23 億ドルの外貨獲得に相当すると推計される。労働者はアジア、中東、欧州、アフリカに派遣され、とくに中国とロシアに集中している。Nash Jenkins, “50,000 North Koreans work Overseas in Slave-Like Conditions, U.N. Officials say,” *TIME*, October 29, 2015, <http://time.com>
- 45 『日本経済新聞』2017 年 2 月 21 日。
- 46 国連安保理北朝鮮制裁委員会専門家パネル報告書（2017 年 2 月）で、例えば、原則禁輸となった石炭・鉄鉱石の対中輸出が増えたり、北朝鮮がマレーシアやシンガポールなど第三国のフロント企業（例、マレーシアの「グローコム」、シンガポールの「パン・システム」）を使って軍事用機器などをアフリカなどへ輸出、スカッド・ミサイル部品のエジプトへ輸出しようとしたこと等が判明した。『日本経済新聞』2017 年 3 月 1, 2 日、Colum Lynch, “Confidential U.N. Report Details North Korea’s Front Companies in China,” *Foreign Policy*, February, 28, 2017. S/2017/150 : Final report of the Panel of Experts submitted pursuant to resolution 2276 (2016), February 27, 2017, http://www.un.org/ga/search/view_doc.asp?symbol=S/2017/150
- 47 Reuters news, Feb.10, 2016, 『日本経済新聞』2016 年 2 月 20 日, Summary of the North Korea Sanctions and Policy Enhancement Act of 2016, February 18, 2016, The National Committee on North Korea (USA), http://www.ncnk.org/resources/publications/HR757_Summary_Final.pdf
- 48 『日本経済新聞』2016 年 6 月 2 日。
- 49 『日本経済新聞』2016 年 10 月 27 日。
- 50 国連の要請を受けて、今年 3 月 8 日、国際決済システムの国際銀行間通信協会（スイフト SWIFT）（本部、ベルギー）が、国連制裁決議に指定された北朝鮮銀行 3 行の利用停止処分を発表した。『日本経済新聞』2017 年 3 月 10 日。
- 51 米シンクタンク報告書によると、同会社の北朝鮮との貿易額は五年間で 5 億ドル（約 500 億円以上）に上るといわれる。『日本経済新聞』2016 年 9 月 23 日、12 月 2 日、12 月 3 日。
- 52 首相官邸「対北朝鮮措置」平成 28 年 3 月 2 日（最終更新同年 12 月 14 日）http://www.kantei.go.jp/jp/headline/northkorea_sochi201603.html
- 53 開城工業団地では北朝鮮労働者約 5 万人が雇用され、年間約 1 億ドルが給料として支払われていたと韓国統一部が確認した。“South Korea accuses North of Using Kaesong Wages to Buy Weapons,” *CNN World*, February 15, 2016, <http://www.cnn.com>
- 54 Statement before the House Foreign Affairs Committee, “Countering the North Korean Threat: New Steps in U.S. Policy,” A Testimony by Victor Cha, Senior Adviser and Korea Chair, Center for Strategic and International Studies (CSIS), February 7, 2017, <http://foreignaffairs.house.gov>.
- 55 “Senators Weigh in on the North Korea Policy Review,” March 3, 2017, The National Committee on North Korea, <http://www.ncnk.org/>

- ⁵⁶ Cha, Statement before the House Foreign Affairs Committee, Feb.7, 2017. 核不拡散専門家、R. リトワク (R. Litwak) 氏 (米ウイルソン・センター副会長) は北朝鮮の核・ミサイルの「脅威削減」に集中し、「強圧的関与 (coercive diplomacy)」として「核凍結」合意のための外交交渉を提言している。不拡散のみならず人権問題などとリンクした包括合意 (grand bargain) を目指す「transformational diplomacy」(変革外交) ではなく、核・ミサイルの脅威削減に特化した「transactional diplomacy」(取引外交) を勧めている。Robert S. Litwak, *Preventing North Korea's Nuclear Breakout* (The Woodrow Wilson Center for International Scholars, February 2017), pp.83-94.
- ⁵⁷ Council on Foreign Relations Independent Task Force Report No. 74:, *A Sharper Choice on North Korea: Engaging China for a Stable Northeast Asia* , pp.7-8.
- ⁵⁸ Robert L. Gallucci, Distinguished Professor in the Practice of Diplomacy, Testimony of the U.S. House of Representatives Committee on Foreign Affairs, “Countering the North Korea Threat: New Steps in U.S. Policy” February 7, 2017, <http://foreignaffairs.house.gov>.
- ⁵⁹ Yasuyo Sakata, “The Evolution of U.S.-Japan-South Korea Trilateral Security Cooperation: Dealing with North Korea and Diplomatic Policy Coordination – the View from Tokyo” in Robert A. Wampler, ed., *Trilateralism and Beyond: Great Power Politics and Korean Security Dilemma During and After the Cold War*, The Kent State University Press, 2012.
- ⁶⁰ 『読売新聞』2017年3月1日。
- ⁶¹ 米CNN (3月16日現地時間) は、米情報・国防関係者の分析として、北朝鮮が近く新たな弾道ミサイル (ICBM か中距離ミサイル) や核実験を行なう可能性がある と報じた。米シンクタンク「38ノース」は2月18日ならびに3月7日撮影の衛星写真を根拠に、北朝鮮が第6回核実験の準備作業を続けていると発表している。

